

「雨水浸透阻害行為の許可申請の手引」(案)の概要

千葉県県土整備部河川整備課

1 趣旨

特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川等の指定により、流域内で行われる雨水浸透阻害行為(面積1,000m²以上)に対して、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

雨水浸透阻害行為の許可にあたって、必要となる手続き等についてとりまとめた許可申請の手引を策定します。

2 内容

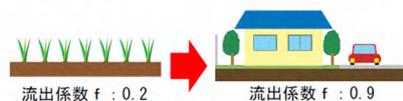
手引の主な内容は以下のとおりとします。

(1) はじめに

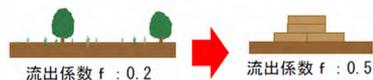
「流域治水」や特定都市河川の指定、雨水浸透阻害行為の許可制度についての概要を紹介します。

■ 雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更
(耕地→宅地の例)



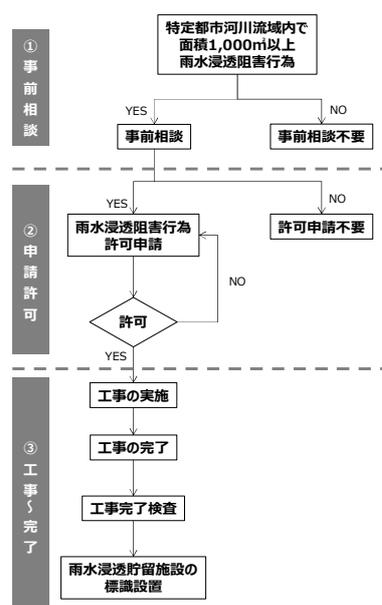
- ② ローラー等により土地を締め固める行為
(原野→資材置場(未舗装)の例)



雨水貯留浸透施設の事例
(表面貯留の場合)

(2) 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

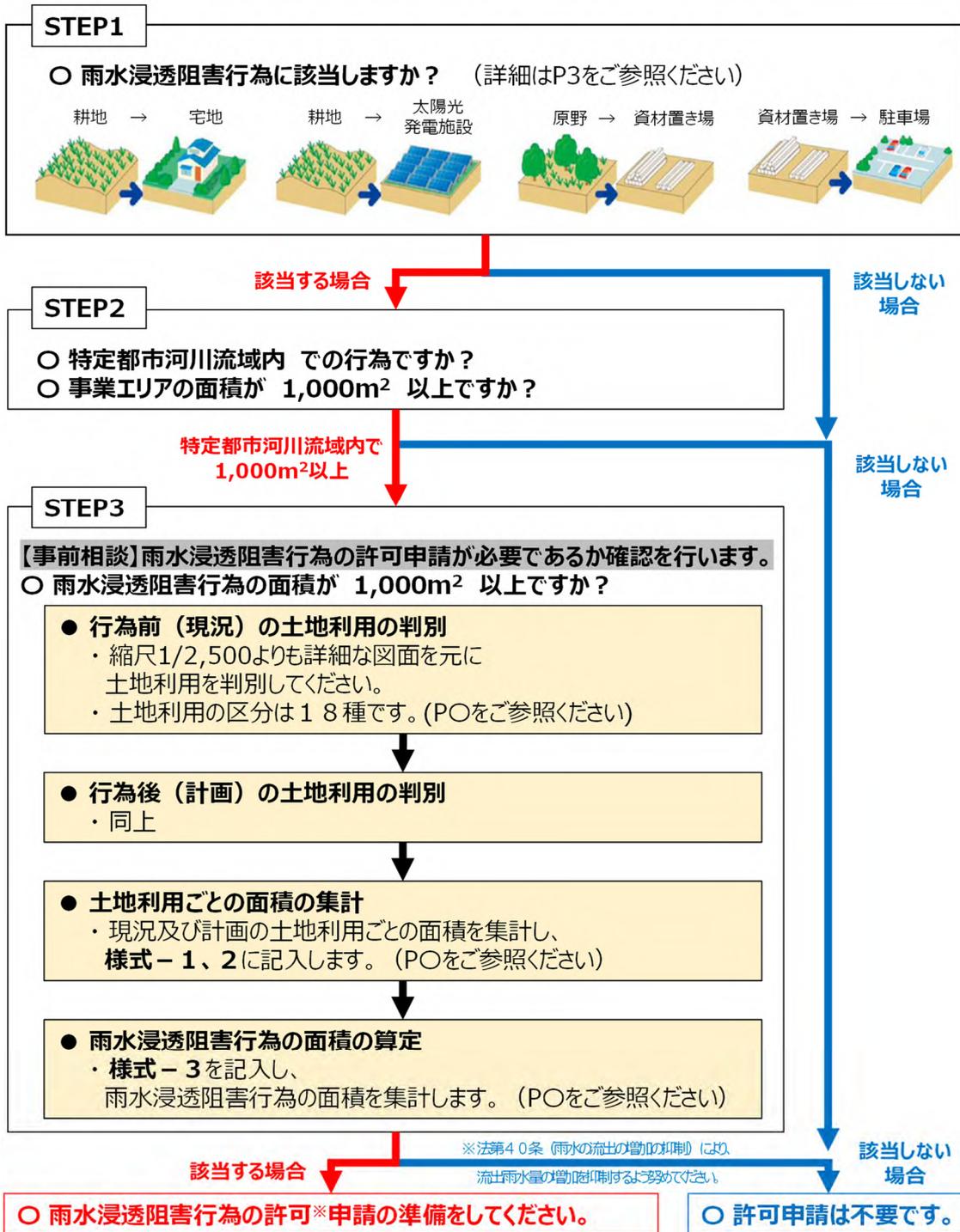
雨水浸透阻害行為の許可申請のフローと提出が必要となる書類の一覧を示します。



(3) ①事前相談 について

開発等が雨水浸透阻害行為の該当の有無や特定都市河川流域の確認方法、事前相談で必要となる内容、様式等を示します。

①事前相談 雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？



※ 法第30条（雨水浸透阻害行為の許可）により、都市計画法第29条（開発行為の許可）や宅地造成等規制法第8条（宅地造成に関する工事の許可）等の許可申請を不要とするものではありません。
※ 他法令等と双方で流出抑制対策を定めることとなるときは、対策規模を比較した上で、当該規模が大きい方が適用されます。

(4) ②許可申請 について

①事前相談に

おいて、許可申請が必要と判断された場合に、許可申請で必要となる内容、書式や対策工事の規模の算定の例示等を示します。

②申請許可

【申請者】
以下書類の提出

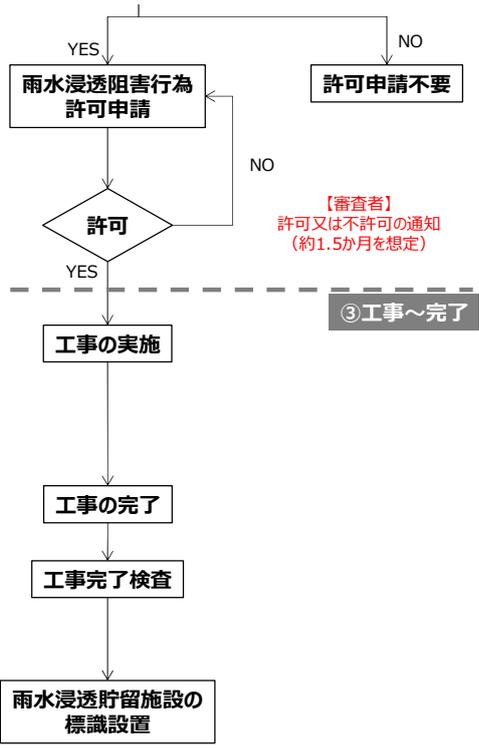
法第31条
雨水浸透阻害行為の許可の申請の手続き

- 雨水浸透阻害行為 許可申請書 (別記様式第2) (省令第16条第1項)
- 計画説明書 (別記第2号様式) 及び計画図 (図面-3~10) (省令第16条第2項~第4項)
- 添付図書 (省令第18条)
 - 1) 行為区域位置図 (縮尺1/50,000以上) (図面-1) (省令第18条第2項)
 - 2) 行為区域図 (縮尺1/2,500以上) (図面-2) (省令第18条第3項)
 - 3) 対策工事の計画が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類*1

*1 県HPに掲載する“調整池容量計算システム” (Excelファイル) を利用できる。
→ 素案に詳述 (様式-4~7)

- ① 行為前後の流出係数算定結果
: 素案例示参照 (様式-4)
(土地利用区分ごとの流出係数*2と
その面積で加重平均し算出)
※ 2 流出係数は、P10~13参照
- ② 行為前後の各時間 (10分) ごとの
基準降雨*3の流出量算定結果
: 素案例示参照 (様式-5)
(省令第20条第2項により算出)
※ 3 基準降雨はHPにより公示
: 素案参照
- ③ 対策工事としての雨水貯留浸透施設の
規模*4 (浸透施設も可)
※ 4 貯水面積、水深、オフィスサイズ、
貯水量など
: 素案例示参照 (様式-6)
- ④ 雨水貯留浸透施設によって行為前の雨水流出量
最大値まで抑制可能なことを証明する計算結果
: 素案例示参照 (様式-7)
(計算方法)
解説・特定都市河川浸水被害対策法
施行に関するガイドライン第6章第2節
(対策量の概算)
素案例示参照

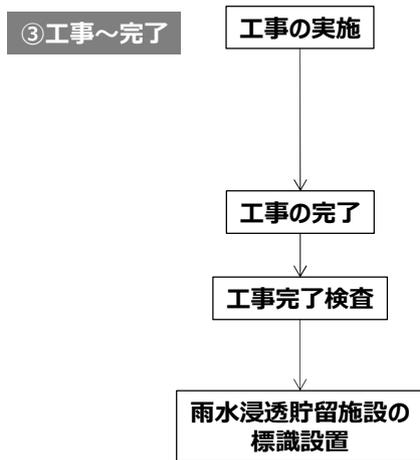
4) 管理に関する実施計画書 (様式-9)



素案 雨水浸透阻害行為の許可申請 提出書類一覧表を参照

(5) ③工事~完了までの届出等 について

許可された工事の実施から完了までに必要となる内容などを示します。



- ・工事に着手する場合
【申請者】工事着手届出書 (様式-10)
- ・工事を廃止・変更する場合
【申請者】工事廃止届出書 (別記様式第4)
雨水浸透阻害変更許可申請書
申請内容の変更 (別記第3号様式)
雨水浸透阻害行為変更届出書
着手日・完了予定日の変更 (別記第4号様式)

【申請者】
工事完了届書の提出 (別記様式第3)

【申請者】
検査に必要な書類の提出
出来形図や写真等

【審査者】
工事完了
検査の実施

【申請者】
標識の設置

【審査者】
標識の交付

※ 対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為 (法第39条) を行う場合は許可が必要です。 (別記様式第6)

※ 違反した場合には、監督処分 (法第41条) や罰則 (法第84条等) を科すことがあります。

(6) その他

様式等のダウンロード方法や各種連絡先を示します。